

## 竹原市集中改革プランの取組み状況について

平成22年4月  
行政経営改革推進本部事務局

本市では、平成18年6月に平成17年度から21年度を計画期間とする「竹原市集中改革プラン」を策定し、「開かれた市政の実現と協働・住民参加の推進」、「積極的な情報の発信」、「効率的な行政運営」を重点目標に掲げ、様々な行財政改革に取り組んできたところです。

この計画の取組み状況について、次のとおり取りまとめましたので報告します。

(取組効果額)

項目	金額(千円)
人件費の見直し	1,115,985
事務事業の見直し	417,861
歳入確保	23,653
計	1,557,499

(注) なお、効果額は、平成13年度以降に取り組んだ行財政改革の効果額の合計から、本プランの計画期間(平成17~21年度)に対応した額を算出した。

### 1 「重点目標」に係る取組状況

#### (1) 開かれた市政の実現と協働・住民参加の促進

平成17年に策定した「竹原市協働のまちづくり推進プラン」に基づき、住民自治組織づくりや地域行動プランの策定などに取り組み、さまざまな分野で市民のまちづくりへの参加意識が高まっているところであるが、行政と市民、各種団体がそれぞれの役割と責任を担い、ともに協力してまちづくりを進める協働のまちづくりは未だ道半ばにある。

今後、本市が目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、住民満足度の高い、住みよいまちづくりに取り組むためには、引き続き、協働事業の取組みや人材・団体育成など、更なる協働のまちづくりを推進する必要がある。

#### (2) 積極的な情報の発信

電子申請の導入や分かりやすい広報紙づくり、出前講座の活用など、積極的な情報発信に努めてきたところであるが、更に開かれた市役所づくりを推進するため、これまで以上に積極的な情報の公開を行うとともに、市民に対する施策等の説明責任を果たす必要がある。

#### (3) 効率的な行政運営

最少の経費で最大の効果を上げるという認識のもと、効率的な行政運営に努めてきたところであるが、少子高齢・人口減少社会への移行、権限移譲などの地方分権への対応や厳しい財政状況など、大きな環境変化の中で計画どおりに取り組むことができていない項目も少なくない。

こうした中、ますます多様化する市民ニーズや地域の課題などに的確に対応し、豊かさと住みよさを実感することができる竹原市を実現するためには、引き続き、効率的な行政運営と持続可能な財政基盤の確立を図る必要があるが、今後は、市民本位の組織づくりや人材育成、協働型行政への転換、選択と集中による生産性向上などの視点を強化し、従来の減量型の改革や内部効率性のみに重点を置いた改革を超えた行政経営改革(市民サービス向上のための組織力の強化など)を進める必要がある。

## 2 「個別の重点施策」に係る取組状況

### (1) 開かれた市政の実現と協働・住民参加の推進

#### 協働のまちづくりを推進

##### 【目標】

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

住民、住民団体及び企業との協働によるまちづくりを推進するため、住民協働のあり方等について、基本方針を策定し、協働のパートナーである住民・自治会・ボランティア、NPO等との協働施策等を具体的に推進する体制等を整備します。

##### 支援事業の実施

～協働のまちづくりを推進するための目標・将来プランの策定

・基本プラン

・実行プラン…地域の防災、福祉プラン等の策定

##### 協働のまちづくり推進室の設置

～住民協働を総括し、自治組織の育成・指導・振興、NPO等の活動の推進・支援、里親制度の推進を図る部署を新たに設置

##### アドバイザー（指導員）の設置

NPO相談窓口（サポートセンター）の設置

##### 庁内体制の整備

～全庁あげて住民協働の推進を図ることができるよう、庁内の連絡会議を活用し、各部課に推進委員となる職員を配置

##### 補助金の見直し

～市単独補助制度について、ゼロベースでの見直しを行うこととし、協働の視点に立って、まちづくりに取り組むものの支援を行う制度に見直します。

- ・ 協働のまちづくりを推進するため、平成17年4月に担当室を設置するとともに庁内各課に推進員を指名し、事業を進めていくための庁内組織体制を整備したところであるが、全庁あげて住民協働の推進を図ることができているまでには至っていない。
- ・ 同時にまちづくりの指針となる「竹原市協働のまちづくり推進プラン」を策定し、市内各戸配布するとともに、市内各公民館単位で説明会を行った。  
その後、市内自治組織の地区割りを17地区にすることとし（現在市内11地区で組織化）、それぞれの組織で地域での自治活動の指針となる「地域行動プラン」を策定するとともに、行政は地域が活動していくための財源確保や研修会の実施などに取り組んだ。
- ・ 各地域の取組みテーマに応じて、アドバイザー（専門家）を派遣するほか、必要に応じて地域が必要とする人材を住民自治組織にまちづくり推進員等として置くしくみを提示した。
- ・ NPO相談窓口（サポートセンター）の設置を検討するにあたっては、まずは市内のNPOの団体情報を収集し、ニーズを把握する必要がある。市では、平成21年度に市民活動団体保険制度を創設し、登録したNPOの社会貢献活動中の思わぬ事故を補償している。今後は、この制度に登録している団体等のネットワークの構築を図り、ニーズの把握に努める中で、NPOへのサポートのあり方について引き続き検討を図る。
- ・ 行政主導のまちづくりから、住民主体のまちづくりへと変革するうえで、住民と行政が協働・連携し、創意工夫しながらまちづくりをともに推進していくため、本来の補助金の役割を果たせるよう見直しを行った。

具体的には、補助金の交付対象となる事業の効果、団体の適格性、補助対象経費の明確化、補助額の適正化等について、客観的な視点から十分なチェックを行えるよう、補助金等の交付に係る運用基準を策定し、限られた財源により有効な活用と、公平性や透明性の確保を図った。

今後においても、住民のまちづくりへの参加意欲を高め、住民活動のより活発な展開を促進させるために補助金を活用することが重要であると考えている。

#### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

住民との協働を進めるため、積極的な情報提供・情報発信を行い、市政運営に積極的に参画していただけるよう、市政懇談会の開催や、ホームページの充実、審議会への公募制の拡充等を図ります。

- ・ 市民の声をまちづくりに活かす観点から地域住民を対象に市政懇談会を実施した。平成16年度は、市内の各種団体を対象とし、平成17年度及び平成19年度には各中学校単位で地域住民を対象に、今日的課題やこれからの竹原を考えるなど参加者と意見交換を行った。
- ・ また、ホームページについては、高齢者や障害者などの利用に配慮した機能の追加並びに電子自治体の推進に対応する機能の追加など利便性を高めるため、平成17年度に住民サービス提供システムを導入したところであるが、引き続き、開かれた市役所づくりに向けて積極的な情報発信に取り組むためホームページの充実を図る必要がある。
- ・ 住民に身近な市政運営を築いていくとともに、地域におけるまちづくりの協働の担い手を育成するためにも、積極的に公募制を導入していくことが必要であり、引き続き、職員研修会その他機会を捉え、職員に広く市民が参画できる機会を提供するように啓発を行っていく。

#### 【協働のまちづくり推進プラン(17年10月)による展開方向】 「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋 活動の拠点づくり

新しい地域コミュニティによる住民協働のまちづくりをすすめるため、単位ごとに活動する場、話し合いの場となる活動拠点の充実を図っていくこととし、将来、地域コミュニティの活動や拠点の充実が図られた後には、市全域にまたがる地域コミュニティの横断的な議論の場、あるいは活動の拠点として、既存施設を有効利用し「まちづくり支援センター(仮称)」の設置を検討していきます。

- ・ 住民自治組織の設立に向けた意見交換会をはじめ、組織設立後の活動の場、話し合いの場として、単位ごとに地域住民が利用しやすく活動の拠点にふさわしい場所を選び利用している。17地区割中11地区で住民自治組織が立ち上がっているが、そのうち9地区が公民館を、1地区が町並み保存センターを、1地区がコミュニティ集会所を活動の拠点に活動している。
- ・ 地域コミュニティの横断的な議論の場、あるいは活動拠点として、まちづくり支援センター(仮称)の設置を検討することとしているが、まずは、地域コミュニティである住民自治組織の育成を優先し、自主運営が行える組織づくりに重点を置いて取り組みを進めてきた。今後は、住民自治組織の継続的な活動を支援していくため、各組織の拠点づくりについて検討を進める中で、まちづくり支援センター(仮称)についても、引き続き検討を進める。

【協働のまちづくり推進プラン(17年10月)による展開方向】 「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋  
人材の育成・啓発

新しい地域コミュニティを形成するには、地域へのアドバイザー(専門家)の派遣・リーダーの育成などの支援体制を図ります。

市職員については、意識改革に係る研修をすすめ、地域活動への参加を積極的に促し、実践的な参加と取り組みにより職員の協働意識の向上を目指します。また、地域間の相互学習(事例紹介)および先進地の視察等のプログラムを用いながら、活動を通じ地域リーダーを育成し、さらに、地域で設定したテーマに係る専門的知識、活動にあたって助言が必要な場合、アドバイザー(専門家)の派遣を行い、地域での取り組みを支援していきます。

- ・ **住民モニター制度(施策満足度)の充実**  
例) 住民まちづくり意向調査など
- ・ **人材・団体情報バンクの創設を検討**  
例) ボランティア情報や団体情報のデータベース化など
- ・ **若い世代の意見の反映や若者ネットワークの積極的な活用**  
例) 委員への登用、友達ネットワークを活用した竹原のPRなど
- ・ **地域活動・地域ワークショップなどへの職員の積極的な参加**
- ・ **地域との協働事業の実施**  
例) 事業の協働化の推進と地域行動プランの連動など

- ・ 地域づくりのリーダーとなる人材を育成するため、地域の核となる人材を中心に、ワークショップ体験研修やふるさと自慢交流大会、先進地視察研修、先進地事例紹介などを行い、リーダーとして必要な技能を体験的に修得する場の設定及び情報提供を行い、意識高揚を図った。また、職員の協働に対する意識を向上するため、平成17年度に「協働のまちづくり推進プラン」や「事業の協働化」について、全職員研修会を実施し、協働のまちづくりの必要性、効果等について、意識付けを行ったところであるが、十分職員に浸透しているとは言い難く、引き続き意識改革を促す取り組みを行うとともに地域住民の意見を反映できる仕組みづくりに取り組む必要がある。
- ・ 平成21年度に市民活動団体保険(登録制)を創設し、市内で活動する市民活動団体等(一部)を把握した。今後は、各種団体とともに人材の発掘及び団体情報の取り扱いや活用方法等について協議を行い、人材・団体情報バンクの仕組みを検討する。
- ・ 少子高齢化が進む中で、地域運営等において若い世代の参加が大変重要な課題となっている。そのような中、住民自治組織において若い世代で構成する団体を中心に事業展開を図り、成果を挙げた事例があった。今後は、このような事例について情報共有を図りながら、若い世代が積極的に地域に参加できる仕組みについて、市全体でアイデアを出し合い、情報を共有していく仕組みを構築していくことを検討する。

#### 効果的で効率的な住民との協働を進める行政組織づくり

- ・ 地方分権の進展などに的確に対応し、市民の多様なニーズや地域の実情に応じた行政サービスを提供するため、これまでも効果的、効率的な組織の構築に努めてきたところであるが、今後、協働のまちづくりを更に推進し、住民満足度の高いまちづくりを実現するためには、これまで以上に市民本位の組織体制を構築するとともに、専門的知識の習得など職員の資質向上を図り、組織横断的に協働施策を展開できる全庁的な協働型行政への転換を図る必要がある。

## (2) 積極的な情報の発信

### ITの進展に対応した行政情報化の推進

#### 【電子申請の導入を検討】

- ・ 電子申請については、広島県内の市町が共同利用する前提で平成16年度より第1期の運用を開始したが、費用負担額等の問題から本市を含めた数団体が共同利用に至らなかった。しかし、平成21年度から第2期の運用を開始するにあたり、全国版ASPを採用することでコスト低減が図られたことから県内の市町が共同利用することとなった。本市においても平成21年4月より13種類の申請手続きを開始するとともに、平成21年10月から平成22年度の職員採用試験の受験の受付を実施した。

#### 【庁内LANの積極的活用】

- ・ 当市の庁内LANシステムは、平成13年度にホスト系LAN回線を利用して運用を開始したが、利便性の悪さや機器の保証期限超過などの課題を克服するために平成20年度に見直しを図り平成21年度より新システム稼動となった。今後は、システムの積極的活用により行政事務の効率化・迅速化を目指し住民サービスの向上を図る。

#### 【電子入札システムの導入】

- ・ 平成17年度に広島県電子自治体推進協議会の電子入札運営部会が運営し、県内の地方公共団体等で共同利用する「電子入札等システム」の利用を開始した。本市では、平成18年度から電子入札を試行的に実施し、これまでの実施件数は、平成18年度及び平成19年度で各1件、平成20年度は5件である。平成21年度は、本市の建設工事入札・契約制度の改正において、設計金額が1,000万円以上の建設工事を電子入札の対象とした（発注予定工事件数：27件）。

## (3) 効率的な行政運営

### 行財政改革を支える職員の意識改革と政策形成能力の向上

#### ア 新たな人事管理システムの確立と人材育成基本方針の策定

##### 【人事管理システムの構築】

- ・ 平成21年度中に人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、引き続き、職員の能力開発の効果的な推進と人材育成が一体となった機能を有する人事管理システムの構築に取り組む。

##### 【勤務評価制度の実施】

- ・ 平成18年に勤務成績に応じた昇給制度を実施するため、職員の給与に関する条例を改正したが、運用に至っていない。今後は関係規定を整備し、人事評価制度の導入を検討する。

#### イ 意識改革の推進と政策形成能力の向上

##### 【職員の健康管理の充実】

- ・ 平成19年度から産業医の委託先を変更し衛生委員会への参加やメンタルヘルス不調者との個人面談などを行い、医師の立場から職員の健康管理について指導を実施した。また、平成20年度には「長時間勤務による健康障害防止対策実施要領」を策定し、職員の健康管理に努めているところであり、引き続き、自己管理を含めた職場における取り組みの徹底を図る。

#### 【スキルアップ研修の実施】

- ・ ひろしま自治人材開発機構が行う特別研修を階層ごとに計画的に受講させるための仕組みを検討し、実施できるよう取り組む。

団塊の世代の大量退職やいびつな年齢構成のため若年層が管理職へ任用され、初任者から中堅職員の役割が高まっているため、平成21年度より初任者から中堅職員への事務処理についての独自研修を行う。

#### 【業務改善提案制度導入】

- ・ 行政運営の効率化や市民サービスの向上を図ることなどを目的として、平成13年度に職員提案制度を導入しているところであるが、活用できていない状況にある。このため、従来からのこの制度の活用に加え、業務改善を促進につながるような仕組みづくりについて引き続き検討する。

### ウ その他

#### 【管理職希望降任制度導入】

- ・ 希望降任制度は、本人の意思を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の意欲の向上と組織の活性化を図ることを目的とした制度であるが、制度導入の効果など、他の導入自治体の動向なども踏まえ、引き続き研究・検討する。

#### 【職場の接遇向上】

- ・ 協働のまちづくりを推進するためにも、まずは市民への接遇の向上を図ることが不可欠である。こうした観点から、平成17年度から平成19年度に、全体研修として、接遇の一般的知識の習得を目的として「接遇研修」を実施。引き続き、市民に対する接遇向上・説明責任の遂行など、市民本位の行政サービス提供に向けて積極的に取り組む必要がある。

#### 【市長と職員との対話】

- ・ 平成18年度から職員の意識改革などを目的として市長と職員のランチミーティングをこれまで4回実施した。業務上の課題や市政全般に対する考えなどについて、市長と職員が昼食をとりながら直接意見交換することにより、職員が市政運営に対し参加意識を持つという点で一定の効果があったと考えるが、意見交換の内容等を具体的に業務改善等に反映するまでにはいたっておらず、今後、こうした課題の改善等（意見反映の仕組み等）について検討が必要である。

### 内部管理経費の削減

#### ア 給与関係費の抑制

- ・ 平成18年に給与構造改革を行い、勤務成績に応じた昇給制度を導入するため、職員の給与に関する条例の改正を行ったが、人事評価制度については、運用には至っていない。今後、関係規定を整備し、人事評価制度の導入を検討する。
- ・ 退職手当については、平成18年度から広島県市町職員退職手当組合（現在の広島県市町総合事務組合）に加入し、本市における退職手当支給事務の能率化及び財政負担の平準化を図った。
- ・ 平成17年には、給料表を改定し給与の引き下げを実施するとともに、扶養手当の引き下げを行った。（期末手当及び勤勉手当の支給率については、引き上げを実施した。）
- ・ 平成21年には、職員等の期末手当及び勤勉手当の支給率について引き下げを実施するとともに、給料表の改定による給与の引き下げ及び住居手当の見直しを実施した。
- ・ 平成15年4月から、市長10%、副市長7%（当時は助役）、教育長5%の給与カットを実施しており、平成21年度においても引き続き給与カットを実施している。
- ・ ラスパイレス指数が他団体と比較して高い水準となっていることも踏まえ、引き続き、給与水準の適正化に努める必要がある。

## イ 定員の適正な管理

### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

行政システムの見直しを行うことにより、組織運営体制の効率化を図り、当面、三位一体改革による影響が不透明ですが、H17年度の職員採用の見送りなど、職員定員管理計画の早期実現を図る中で、人件費を削減します。

- 市役所は最大のサービス産業であるとの認識のもと、最小の経費で最大の効果をあげるという視点に立って、行政組織の効率化を図るとともに、住民福祉の向上につながる行政経費を増加させ質の高い行政サービスを提供するため、事務事業の見直しや多様な雇用形態の導入なども行いながらこれまで計画的な定員管理に努めてきたところであり、平成20年度までは、目標とする定員を達成したところである。(平成12年度:326人 平成17年度:268人、58人(17.8%))
- しかしながら、本プランの計画期間中、少子高齢化や人口減少社会への移行、権限移譲などの地方分権への対応や厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、これに伴い多様化する市民ニーズや地域課題、増加する行政需要、また団塊世代の大量退職などに的確に対応するため、必要な人員確保や適正配置に努める中で、平成20年度以降は、計画どおりとなっていない状況にある。
- 今後、ますます進展する少子高齢化や人口減少社会への移行などに伴い、市税等の減少や社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、市民の多様なニーズや地域の実情に応じたサービスの提供など、地方自治体に対する行政需要はいっそう増加することが見込まれる。  
このため、引き続き、事務事業の見直しや組織の見直し、今後の退職者数の見込みなどを総合的に勘案しながら適正な定員管理に努める必要がある。

(定員管理計画)

(単位:人)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
計 画	298	289	286	275	267	261	255
実 績	288	268	270	269	271	270	

太枠が集中改革プランの計画期間

### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

平成17年度から21年度までの5箇年間で、行財政運営基盤確立のため、人件費、内部管理経費の削減目標額を、次のとおり設定します。

目標額 5箇年計 約14億円

## ウ 民間委託の推進

本市はこれまで、民間委託については、住民サービスの視点を踏まえ、地域の実情、効果、必要性等の観点から、民間委託が可能なものについては、行政責任の確保に留意しながら推進してきたところであるが、本プランの計画期間中において民間委託したものは無い。

引き続き、事務事業の必要性や実施主体のあり方について、上記観点を踏まえ、民間委託の推進を図る必要がある。

## エ 多様な雇用形態の実施

業務内容や状況に応じて、非常勤嘱託員の配置などの雇用形態を活用し、住民サービスの維持向上等に努めてきたところであるが、引き続き、適正な定員管理と住民サービスの維持向上、経費節減と事務処理の効率化など、総合的に勘案しながら、適切に対応する必要がある。

## オ 内部管理経費の節減

予算編成時において物件費を中心とした経費をシーリング対象経費として、その経費に対し前年度から3%を減額した予算要求枠を設定することで節減を図った。また、長期継続契約を活用することで、受託者の収益に対する安定感を高めるとともに競争力を向上させることでコスト削減を図った。

## カ 審議会・協議会・委員会のあり方の検討

審議会等については、所期の目的が達成されているもの、又は、設置目的が類似しているもの、若しくは年間において開催回数の少ないものなど必要性が低下しているものについては廃止、整理、統合するなどの見直しが必要であると考え、十分な検討ができていないため、引き続き見直しに向けた検討を行う必要がある。

## キ 指定管理者制度の活用

公の施設におけるサービスの向上と管理経費の節減を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入し、自治会、老人クラブ、NPO法人等へ管理運営について委託した。

(平成18年度)

バンブージュイハイランド、ふくしの駅、黒滝ホーム、老人集会所など45施設

(平成19年度)

歴史民俗資料館、ふれあいステーションただのうみなど6施設

## ク 第三セクターの見直し

- 竹原市土地開発公社については新たな用地取得はなく、収益的業務のみを行っており、借入金もないことから、経営状況は良好であり、引き続き経営の健全化に努めるとともに、今後において用地の先行取得の見込みが薄いため解散も検討する。
- 竹原流通センター株式会社については、卸売業者と連携を密にすることはもちろんのこと、食の安全安心や低価格志向など消費者の食への関心が高まるなか、生鮮食料品の安全かつ安定供給に努めるとともに、空き関連店舗への早期入居促進を図るなど、引き続き経営の健全化に努める。



## 施策の見直し

### ア 施策点検システムの導入による施策・事務事業の適切な選択と重点配分

#### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

施策点検システムを導入し、事務事業の適切な選択と事業の重点化に取り組みます。

- ・ 市民ニーズに対応した施策，事務事業の適切な選択と集中を図るためには，施策や実施事業の結果等について点検・評価し，定期的に見直しを行う仕組みが必要である。  
本市においては，平成16年度に施策点検システム実施要領を策定し，試行実施したところであるが，その後，制度構築に向けた検証や検討が進んでいない状況にある。  
このため，評価の方法や制度の課題など，本市に適合した実効ある制度にすべく，他の導入自治体の動向や課題なども踏まえた上で，制度の構築に向けた検討を早急に行う必要がある。

### イ 事務事業の見直し

#### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

予算編成時に，人件費，公共事業費，公債費等，別途指示するものを除き，要求限度額の設定を図ります。

- ・ 平成20年度予算編成から，物件費を中心とした経常経費について，前年度予算額から3%を減額した予算要求枠の設定を行い，その枠内で予算要求を行うこととし，住民サービスを維持しながら歳出の適正化に努めた。  
しかしながら，経常経費の削減は進んだものの事務事業の見直しについては取り組みが進んでいないことから，各種施策や事務事業について，その必要性，実施主体のあり方，費用対効果，優先度の判断等を徹底するため，行政評価制度の構築を行うなど，住民ニーズに対応した施策・事務事業の適切な選択と集中を図っていく必要がある。

## ウ 補助金等の見直し

### 〔見直しの方針〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

#### 公募制の導入

まちづくりに関する住民の意欲を高め、新たな住民活動を促進するよう、公募による住民提案などに積極的に取り組んでいきます。

既存補助金も、個別の要綱などで制度化されたもので公募になじまない場合を除き、公募制に移行していきます。

#### チェックシートの作成と評価

原則として、補助金交付の前年度に、統一的な観点から補助金の評価を行うためのチェックシートを事業所管課が作成し、庁内横断的に事業内容についての比較考量・評価を行います。

#### 終期の設定

評価の結果、交付が妥当とされた補助金については、原則として3年以内の終期を設定し、終期において目標達成度等の評価を行います。短期的に効果を問われるものについては、1、2年の終期を設定する場合があります。

なお、終期において補助金の継続を提案することも可能とします。

#### 補助率

原則として2分の1以下とします。

なお、2分の1を超える補助を必要とする事業がある場合には、事業の内容や性格によって、補助から委託への切換えなども視野に入れ、評価の過程で、補助事業として行うことの必要性・妥当性等を検討します。

#### 情報公開等

補助対象団体の団体名、事業名、補助申請内容、評価結果など、補助金に関する情報は、原則、公開します。

#### 補助金交付に係る基準の作成

現在の補助金交付においては、公益性の捉え方、補助効果の捉え方、補助団体等と行政の役割分担、補助対象、補助率等について、統一された考え方がなく、それぞれの部門において様々な判断がなされております。今後の補助金交付にあたっては、補助金を効果的、効率的かつ適正に運用し、また、その公平性や透明性等を確保するため、次の内容を基本とした交付基準を定めます。

##### a 運営費補助

公益上必要と判断される新しい団体の設立に際しては、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤がぜい弱であるため、自立できるまでの一定期間(3年以内)については、運営費に対する補助が必要な場合があります。しかし、長年補助を継続しているにもかかわらず、自主・自立が認められない団体への運営費補助は、廃止の対象とします。

##### b 外郭団体への補助

外郭団体への補助は、人件費を含む場合が多いため、人員配置の点検など補助額が過大になっていないかチェックする必要があります。市の補助実務担当者が団体の経営実態を把握し、交付の適正化に努めます。

##### c イベント補助

イベントに対する補助については、毎年実施しているイベントだから例年どおり補助を行うという考えではなく、真に効果があり、多くの住民に波及するようなイベントに対し補助するという視点で、事業内容、補助金の使途について精査します。

### 〔目標〕

補助金総枠について、住民との協働・連携の視点のもと、公募制の導入や終期や補助率の上限の設定などで節減を図っていきます。

- 補助金については、効果的、効率的かつ適正に運用し、また、公平性や透明性を高めるため、交付基準を作成した。また、統一的な評価方式を採用することで必要性や効果を客観的にチェックするなどし、見直しを進めたところである。

具体的には、平成16年11月施行の「竹原市補助金公募取扱要領」に基づき、平成17年度から公募型補助金対象事業を選定・実施している（平成17年度から平成21年度までの5年間に13件の申請があり、採択事業5件、計415,000円を補助）。

引き続き、すべての補助金を対象にその必要性や効果等について検討し、見直しを図る必要がある。

## エ 扶助費の見直し

### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

県の見直しと連動した「ひとり親家庭医療費支給制度」等への一部自己負担の導入を図ります。

- 広島県が福祉医療を改正したことに伴い、本市においても次のとおり段階的に一部自己負担を導入した。

(乳幼児医療費助成制度)

平成16年10月から一部負担を導入し、平成20年4月には小学生の入院医療費の助成、また平成21年6月には小学生1年生から3年生までの通院医療費の助成を実施した。

(ひとり親家庭医療費支給制度及び重度障害者医療費支給制度)

平成18年8月からそれぞれ一部負担金を導入し、さらに平成20年8月に一部負担の額を見直した。

(老人医療費助成制度)

老人医療費制度の改正により平成21年9月30日で廃止した。

### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

国保会計への繰出金抑制及び会計内での対応を検討します。

- 国民健康保険特別会計への繰出金については、法的に算入しなければならないものを除き、職員給与費や国保連合会負担金、国・県の補助金の繰出について抑制に努めた。

## 公共事業の見直し

### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

国県の公共事業見直しに呼応した事業費の精査・縮減を図ります。

- 公共事業については、市民の安全・安心の確保や地域活性化などを推進するため実施する一方で、その事業費については将来の財政負担となる公債費や維持管理経費などを考慮し、事業の緊急度や市民ニーズなどに基づいた優先順位により予算配分を行うなど事業費抑制に努めた。

今後においても更なる選択と集中を図るとともに、コスト縮減など効率的な事業実施を行う必要がある。

## 市税等債権の確保

### ア 市税

#### 【市税】

- 平成17年度より国税OBを税務嘱託員として採用し、指導や助言を受けるとともに、税務署との情報交換及び協力体制についても連携を図った。また、平成21年度から県職員との共同徴収を実施し、徴収ノウハウの取得に努めるなど体制を強化した。
- 徴収強化の取り組みとしては、年間のうち3ヶ月(12月、4月、5月)を強化月間とし、税務課全体で訪問催告等を実施したが、現年度分については、納期限後2ヶ月までに文書催告を行い、完納にならない場合は、電話・訪問催告を実施し、滞納繰越分については、担当する地域を決めて6月から順次財産調査を行うなど徴収の強化に取り組んだ。
- 納期内納付の強化として、年間を通じて口座振替制度の利用促進を図るとともに、平成22年度からコンビニ収納を予定するなど納税者の利便性の確保にも努めている。

#### 【市営住宅】

- 現年度分については、悪質滞納者に対して強制執行による明け渡し訴訟を行うなど住宅の利用者の公平性を確保するため法的措置をとるとともに、平成20年度には保証人に対する催告を行い完納になるなど徴収の強化を図った。
- また、これまでの分納誓約書を見直すため、滞納者と面接し適切な納付を指導するとともに、口座振替不能分に対しては直ちに電話連絡や文書通知を行うなど滞納額が増加しないよう取り組んだ。

#### 【保育料】

- 現年度分については、早期に電話や文書等による督促を行うとともに、勤務先への訪問や保育所での面談、又は文書での給与照会及び時間外の窓口開設等を実施した。また、滞納繰越分についても現年度分と同様の取り組みに加え、滞納者の生活実態の把握に努めた。
- また、税務嘱託員の指導により、債務弁済協定特定調停の指導を実施した。

(収納率の状況)

(単位：%)

区 分	H16	目 標		実 績				
		～ H17	H18～	H17	H18	H19	H20	
市 税	現年度分	98.3	99.1	99.1	98.8	99.0	98.2	97.9
	滞納繰越分	10.4	15.0	15.0	14.2	13.9	16.4	13.5
住宅使用料	現年度分	92.2	95.0	95.0	92.18	91.93	94.09	98.53
	滞納繰越分	5.7	20.0	20.0	9.75	15.04	13.06	16.67
保育料	現年度分	98.5	99.0	99.0	97.8	98.8	98.7	99.0
	滞納繰越分	13.2	13.5	13.5	16.2	17.5	19.7	29.5

### (ア) 組織体制の見直し

- 平成17年度より国税OBを税務嘱託員として配置し、指導助言(税務課以外も)を受けた。  
また、債権確保対策委員会の関係課が一体となって、徴収強化月間を設定するとともに各債権保有課でも強化月間を設けるなど徴収の強化に努めた。  
勤務時間を遅らせる変則勤務の導入については引き続き研究する。

### (イ) 悪質滞納者への対応

- 悪質滞納者に対しては、債権の差し押さえを行うとともに住宅入居者に対し強制執行による明け渡し訴訟を行うなど住宅の利用者の公平性を確保に努めた。  
また、国民健康保険については、保険税の滞納者の納付相談に応じるなど指導を行う中で、悪質滞納者へは給付差し止めを行った。上水道についても給水停止処分を実施した。
- 平成21年度より、県職員との共同徴収を実施しており、今後も情報交換及び連携を図り、滞納整理に取り組む。  
また、税務署との情報交換及び協力体制についても、引き続き連携を図る。

### (ウ) 口座振替制度の奨励

- 債権確保対策委員会の関係課が一体となって口座振替の利用について納付通知を送付する際に啓発文書を同封するなど、加入率の向上に努めた結果、各課とも増加傾向にあるものの、引き続き利用率の向上に取り組む。

### (エ) 課税客体調査による歳入確保

- 平成18年度から償却資産を対象とした税務署での調査を実施するとともに平成20年度から現況調査を実施した。  
今後も引き続き課税客体把握の精度を高め、歳入の確保に努める。

## イ 未利用財産の有効活用の促進

- 市有財産の適正管理と有効活用を目的として設置する「竹原市未利用財産等有効活用調整会議」に諮り、未利用財産の処理方針を決定した。  
また、平成20年度には、竹原市が保有する不動産の中での普通財産の状況について、現状調査を行った。
- 平成21年9月現在で市有財産の貸付を実施している普通財産は8物件あり、このうち短期間限定の貸付が2物件、継続して更新契約等を実施してきたものは6物件である。長期的に継続貸付してきた6物件のうち4物件については、一時的な借り受け等の理由により買い取りまでは応じないものであり、残る2物件について買い取り交渉を継続して行った。

## ウ 封筒・広報誌・庁舎内掲示その他広告導入による歳入の確保

- 平成21年度から本庁(市民生活課)、支所、出張所で使用する窓口用封筒について、企業から企業広告を掲載した封筒を無償で提供を受けることにより、封筒作成に係る経費を削減した。  
引き続き、広報紙などについても広告の導入を検討する必要がある。

## 手数料，使用料等の適正化

### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

#### ごみの有料化

ごみの減量と負担の公平性の確保のため，環境省のごみ有料化の原則化の動きと併せてごみ処理の有料化の導入に向け検討を進めます。

- ・ ごみの減量による最終処分場の延命化，ごみの排出量に応じた負担の公平化，財政負担の軽減等を目的として，ごみの有料化の導入について検討を行っているところであり，引き続き検討する。

### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

#### 施設使用料の適正化

使用料については，相当の期間，改定が行われていない状況にありますが，今後は，一定期間ごとの見直しを進めるよう検討します。

市が主催する講習等について，本来，学習の成果が個人の資格取得や利益に帰着するものについては，税負担の公平性ととも民間での受け皿の整備などを勘案して，市が実施すべき事業かどうかという観点で見直すとともに，必要な受講料等の徴収を検討します。

また，引き続き行政が関与すべき事業についても，可能な限りNPOや住民の自主的な参画等による活性化をめざします。

とりわけ，公民館・勤労青少年ホーム等の受講料，住宅駐車場の使用料等，負担の公平性を確保するため，管理運営経費等の状況を明らかにし，必要な経費について，使用料・受講料を適正に徴収します。

- ・ 公共施設の施設使用料については，施設の利用者が応分の負担をするという考え方のもと，施設を利用しない方との均衡を図っていくことが望ましいため，公民館の使用料の見直しや住宅駐車場使用料を新たに設定する等について検討した。
- ・ しかし，他の公共施設との使用料のバランスや使用料を徴収するために必要となる事前の施設整備に多額の経費がかかるなど様々な課題がある。また，公民館や勤労青少年ホームが行う各事業や講座については，参加者等のニーズを踏まえ定期的に内容の見直しを行い，長期のものは同好会へ移行するとともに，参加者から受講料を徴収する。

### 〔目標〕

「竹原市集中改革プラン(平成18年6月)」抜粋

#### 使用料減免基準の見直し

また，本来，施設使用料が全額免除される場合は，市又は市が行うべき事業を受託等した場合等が基本と考えられ，これら以外の場合には，公平性を担保する観点から，必要な額を徴収します。

- ・ 負担の公平性の観点から受益者負担を原則として，引き続き減免基準の見直しに取り組みます。

## 民間資金等の導入の検討

これまでPFIなどの事業手法を導入した事例はないが，今後は市民本位のまちづくりを推進するうえでPPPの手法を取り入れることなどを含め，民間の資金やノウハウを活用した効果的・効率的な公共施設の整備手法の導入については引き続き検討する必要がある。

## 企業会計の経営健全化

水道会計については，平成19年に経営健全化計画を策定し，維持管理等サービス供給コストの削減合理化等に努めており健全な経営となっているが，工業用水の需要の減少により収益も減少しているため，更なる歳出削減に努めるとともに歳入確保対策に取り組む。